



アメリカにおける「大学の商業化活動」に関する考察 : Derek Bok の鳴らす警鐘

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 宮田, 由紀夫 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00001265

アメリカにおける「大学の商業化活動」に関する考察

—Derek Bokの鳴らす警鐘—

宮 田 由紀夫

1. はじめに

わが国では2004年4月より国立大学が法人化され、公立大学でも同様の動きが見られる。大学にも「民営化」の波が押し寄せ、大学が政府に頼るのでなく、財政的にも自立することが求められている。本稿では、最近の大学改革議論で何かと見本とされるアメリカの大学の商業化活動、営利活動、について元ハーバード大学学長のデレック・ボックの著作 *Universities in the Marketplace* をもとに考察し、わが国への政策含意を探ってみたい⁽¹⁾⁽²⁾。ボックは法律家であり経済学者ではないが、同書は従来のミクロ的な個人の大学進学行動の分析やマクロ的な経済成長と大学進学率との関係の分析でなく、大学社会における営利活動という産業経済論的な分析である点がユニークである。

ここで、大学の商業化、営利活動、の定義であるが、大学が基金を株式運用して利益を上げるといようなものでなく、本来の活動の成果を売って金儲けしようとするものである。具体的にはスポーツ（フットボールなどの興行収入）、研究、教育の活動の成果を販売することである。ボックは大学の価値観、規範、高潔さ、社会からの信望という言葉を多用し、商業化がこれらに悪い影響を与えるかもしれないことを憂慮している。

フットボールや通信教育での営利活動は19世紀末から行われており、その経験から今日学べることも多い。しかし、とくに商業化活動が活発になったのがこの2,30年であり、バイオテクノロジー革命、バイ・ドール法（特許法改正）などがきっかけになっている。ボックによれば、大学は互いに競争しており、より良い設備をそろえ優れた教員をスカウトし優秀な学生に奨学金を出すため「ギャンブル中毒者や亡命貴族のように」をいくらでもお金を欲しが⁽³⁾。そこに、産学連携、社会人学生からのニーズの増大、インターネットの発達による遠隔授業の可能性の増大など、営利事業の機会が豊富になってきたので、教員も大学事務局もそれに飛びついたのである。

2. 営利活動としての大学スポーツ

アメリカの大学スポーツ（大学間対抗戦）の始まりは、1852年にニューハンプシャー州のウィニペソスキー湖で行われたハーバードとエールのボートレースである。しかし、実はこのイベントは当地を宣伝したい鉄道会社が主催したのであった。映画もテレビもプロスポーツもなかったので、20世紀初めまでには大学スポーツ、とくにフットボールが圧倒的な人気となった。当時のフットボールは今より危険で1890年から1905年に330人の死者が出ていた。自分の子息がハーバードで選手としてプレーして鼻を骨折したこともあって、セオドア・ルーズベルト大統領がハーバード、エール、プリンストンの代表をホワイトハウスに集めて会議を開かせた。これをきっかけに、1905年に全米体育学生協会（National Collegiate Athletic Association, 以下NCAA）が生まれた。各大学が構成メンバーとなり、大学社会全体でスポーツの規律を正そうとしたものだったが、実際は十分に機能せず、問題を悪化させる役目も果たしている。

今日の大学スポーツで、収益をあげ「花形スポーツ (High Profile Sport)」と呼ばれるのがフットボールとバスケットボール（大学によってアイスホッケーを含む）でありセミプロ化している。何万人も収容できるスタジアムを持ち、テレビ中継もされる。学生は高校のときにスカウトされ、入学時の学力は一般学生よりかなり劣るのに入学する。また、入学時に同じ学力であってもスポーツ学生はスポーツにばかり時間とエネルギーをとられるので入学後の成績が劣る。奨学金には学費だけでなく生活費もすべて含まれ、専用の豪華な寮で暮らす（専用の寮とすることは禁止されているので、一般学生、職員などが居住者の51%を占めるようにしている）。ただ、大学に大きな収入をもたらすスター選手にとって、NCAAがスポーツ奨学金を学費・生活費だけに抑制し報酬を払っていないことは、一面では選手を搾取するための大学間カルテルで、彼らをただ働きさせて得た収入で監督が高給取りになっているともいえる。当然のことながら、選手への報酬としての裏金のうわさは絶えない。スポーツ選手の卒業率は全体としては58%で、一般学生の56%とあまり変わらないが、フットボール（50%）やバスケットボール（41%）では悪い⁽⁴⁾。その批判を和らげるため大学側は家庭教師（チューター）をつけたり、選手向けのやさしい講座を設けている。家庭教師が選手のためにレポートまで書いている事件も時々露呈するし、特定の学科にスポーツ学生が集中し、単位取得のための避難所となっている。

ボックは、その大学で教育を受けることが本人にとっても社会にとってもプラスになり、またほかの学生にもプラスになる学生を入学させるという原理原則がスポーツを行う学生を学力が低いにもかかわらず入学させることによって侵されると批判する。ボックは単に個人へのメリットだけでなく、その個人が他学生や社会に与えるプラスの外部性の大きな学生が

入学すべきだと主張する点でユニークである。この点、スポーツ学生は一般学生と隔離して生活しており、スポーツがキャンパスに活気をもたらすというプラスの外部性も実際にはそれほど大きくないので、スポーツ学生をわざわざ入学させることは大学が入学基準における原理原則を自ら歪めていることになる。

ボックはスポーツ選手の優遇はテレビ中継されるような大学だけでないことを指摘する。実は、スポーツの強い大学はNCAA第1部に属する約300大学である。その中でも上からA、AA、AAAと分かれ、全米にテレビ中継されたり新聞に大きく結果が出るのはNCAA第1部Aの110大学である。しかし、NCAAの第2部、第3部といったスポーツの弱い大学（あわせて600大学）もスポーツ選手をスカウトしている。第3部の大学は奨学金は与えていないが、学力が低くてもスポーツの能力のある学生がスカウトされ入学してくる。NCAA第1部の大学は規模が大きい、第3部は大学自体が小規模であるので、スカウトされて入学したスポーツ選手の全学生に占める比率は第1部の州立大学では数%なのに第3部では大きくなり30%を超える大学もある。

また、公民権運動の結果、1972年の包括的教育法の「第4条修正項」によって、大学のスポーツでの男女平等が求められるようになった。スポーツチームの施設、競技種目の数での男女平等を謳ったもので、実際、女子チームの廃止など露骨な差別に対して訴訟がおき、大学側が敗訴している⁽⁵⁾。この「第4条修正項」は崇高な理念に基づいているが、実際におきていることは、男子スポーツの奨学金を減らすのではなく、女子スポーツの奨学金を増やし、女子スポーツのセミプロ化を進め、さらに、女子スポーツの奨学金を稼ぎ出すために、収益源であるフットボールと男子バスケットボールへの金儲けのプレッシャーを強めているとボックは批判している。

さらに、ボックはフットボールや男子バスケットボールも実際には利益をあげていないことを指摘する。一部の強豪チームのみが利益を出している。それも、スタジアムの建設費は大学全体（州立大学では州政府）が負担しており、スポーツに関係する大学職員の給与も収支計算には含まれていないためであることが多い。単に、スポーツ学生の奨学金と監督給与などの運営費を上回る収入（ゲームの入場料、テレビ放映料）があるというだけである。多くの大学は利益があがるという幻想にとりつかれてスポーツ・プログラムを強化している。また、強豪チームが施設を充実させるので、競争についていくには2番手グループの大学も施設を充実させないわけにはいかないのである⁽⁶⁾。ボックは「軍拡競争」と呼んでいるが、いわゆる「囚人のジレンマ」である。さらに、フットボールとバスケットボール自身でさえ、黒字にするのが容易でないのに、女子も含めたスポーツプログラム全体をまかなうことなどなおさらできないのである⁽⁷⁾⁽⁸⁾。したがって、ボックはNCAAの第2部、第3部の大学はスポーツの強化より他の用途に予算をまわすべきであると述べている。

スポーツには（幻想にすぎないが）直接の金銭的收入以外にもメリットがあるとよく主張されるが、ボックはこれらの擁護論をひとつひとつ論破している。まず、知名度があがれば、卒業生からの寄付が増え、入学志願者が増え、したがって、優秀な学生が増えるという点であるが、実証分析を紹介して期待通りにならないことが示される。今まで無名だった大学がバスケットボールの全米選手権で活躍すると一時的に志願者は増えるが、質は向上しない⁽⁹⁾。もっともボックは「フットボールが強いから入学したいといったレベルの志願者が増えることをなぜ歓迎しなくてはならないのか」と述べている⁽¹⁰⁾。スポーツチームが好調でも卒業生からの寄付も増えない。卒業生を対象としたアンケートで、「大学が力を入れすぎていて減らした方がよいもの」という問に対して、1番多かったのは「スポーツ」であった（2番目は皮肉にも「教員の研究」であった）。逆に「大学がもっと力を入れるべきもの」としては「学部生の教育」であった。したがって、戦績があがったらといって寄付は必ずしも増えないのである⁽¹¹⁾。

スポーツは人格形成にプラスで選手の人生を成功に導くので重視すべきだという意見もある。選手だった学生に対する教育的効果であるが、たしかに1950年代のスポーツ選手は1995年時点で平均収入が高くなっているという分析がある。フットボールやバスケットボールといった花形スポーツ選手がとくに高い⁽¹²⁾。しかし、スポーツ選手の学力差がそれほどなかった時代の卒業生のデータであり、1976年卒となると花形スポーツでないスポーツを行った学生の方が年収は高い。また、年収差が大きいのはNCAA第3部の卒業生で、セミプロ化の強い第一部の州立大学では差が小さい。スポーツ選手は経済的成功を人生の目標とあげる傾向が強く、金融関係に就職する傾向が強いので年収にプラスになっていると考えられる。ボックはスポーツの持つ人格形成効果について、「イギリスの戦場での英雄はイートン校のグランドで培われた」と言っても、「セミプロ化」、「プロの2軍」になってスポーツすることが人格形成のために必要はない、通常のクラブ活動で充分であろうと批判している⁽¹³⁾。

スポーツは黒人学生に大学進学の手機を与えるという擁護論にもボックは批判的である。スポーツ能力でなく学力に基づいた黒人学生向けの奨学金を増やせばよいのである。また、大学でプレーしてフットボールやバスケットのプロチームにドラフトされるのが、2%にも満たないし、そのうち、成功するのはさらに少ない⁽¹⁴⁾。スポーツをすることでプロ選手として経済的に成功するという幻想を抱かせるのは問題であり、また、スポーツチームそのものはNCAAの第2部、第3部に属して強くないが教学面では一流の大学も前述のようにスポーツ能力で入学させているケースが多いので、スポーツ能力が高学歴への切符という印象を高校生以下の生徒に与えるのも悪影響である。

ボックによれば大学スポーツはもっとも古い形の商業活動であるので、現在活発になりつ

つある研究や教育での商業化にも教訓を与えている。すなわち、それまでタブーだったことが大学社会全体で認められるようになり、入学基準、在学中の成績、スポーツ奨学金が甘くなり、規制をつくっても抜け穴を見つける大学が現れその行為が黙認され大学社会全体に蔓延していく。しかし、収入をあげるには費用もかかるので、期待していた利益をあげるのは一部の成功したプログラムを除けば不可能である。また、自分ひとりが改革してもまわりが改革しなければ自分だけが損する（屈辱的な大敗を喫する）ことになるのでだれも改革しない。ただ、一部のリーグが行ったように、大学全体で申し合わせれば改革は不可能ではない。1955年、アイビーリーグはリーグとしてスポーツ奨学金を廃止し、平日のゲーム（バスケットボール）や試験期間の試合をなくした⁽¹⁵⁾。

3. 研究の商業化

次にボックが取り上げるのは、研究の商業化、いわゆる産学連携、である。アメリカの州立大学は19世紀後半に地域の経済発展に貢献すべく農学・工学を重視する形で拡大した。ボックによれば20世紀初めには教員が研究成果を特許にすることには批判的な雰囲気が高く、そのような教員の任用を拒否したり非営利財団が資金援助を停止すると警告したりした。だが、1920年代になると特許収入をすべて大学に還元すればよいというように変化した。

第2次大戦後、連邦政府からの多額の研究費が大学に投入され、純粋科学、基礎研究が重視されるようになった。原則として連邦政府資金で大学が行った研究成果は国有であり、企業に非排他的にライセンスされていた。しかし、企業は独占的に実用化したいので、国有特許の非排他的ライセンスという形態では企業へのライセンスはあまり進まなかった。教員によるコンサルティング活動はあったが、連邦政府からの資金が潤沢な時代には大学も産学連携にはそれほど関心がなかった。

1970年代には、バイオテクノロジーの進歩で大学の研究成果の商業的価値が高まった。さらに、大学の研究は一流なのに、産業の国際競争力が低下していることが政府・議会でも問題視され産学連携が政策として重視されることになった。その結果、1980年のバイ・ドール法によって連邦政府資金で大学が行った研究成果を大学が特許として保有してもよくなり、さらにその特許を排他的・非排他的に企業にライセンスしてよいことになった。1980年以前にも例外的に大学が特許保有を認められるケースもあったのだが、バイ・ドール法以降は一貫して大学が特許を持てるようになったので、ライセンス収入を稼ごうと大学が積極的に大学内での研究成果を特許化してライセンス先企業を探すようになった。

ボックは1980年以降も、大学の教員が純粋科学での論文発表に重きを置いており、決して大学が企業の研究の下請けになっているわけではないこと、産学連携に熱心な教員は学

術論文の執筆や学生の教育、学内の雑用でも手を抜いていないことを指摘している。また、大学が自分たちの実験室の活動成果で実用化できるものがないか積極的に探すようになったことを大学が社会貢献に真剣になったという点で評価している。しかし、スポーツ同様、研究の商業化でも実際にはほんの一握りの大学が成功し、ほとんどの大学では利益があがっていないことをボックは指摘する⁽¹⁶⁾。

さらに、ボックは弊害も指摘しており、その中で重要なものが「利益相反 (Conflict of Interest)」である。これは研究者の個人的な利益が研究者としての判断・行為に妥協を強いる、また、そのように見える状態のことを指すが、最近ではいくつかに分類して考えるようになっている⁽¹⁷⁾。まず、研究の商業化とは関係なくとも出世・名声のために研究者が研究データを捏造することは非金銭的だが個人的な利益追求の一部であり、「知的利益相反 (Intellectual Conflict of Interest)」と呼ばれる。このような不正行為は産学連携とは関係なく存在していた⁽¹⁸⁾。

研究者が金銭的な利害関係を持つ企業に有利なように研究成果を歪めることは金銭的利益相反 (Financial Conflict of Interest) または個人的利益相反 (Individual Conflict of Interest) と呼ばれる。研究資金のスポンサー企業、コンサルタント料をもらっている企業、自分が株を持っている企業に有利なように研究結果を歪めて発表するのである。露骨な捏造でなくても、実験のデザインを変えて企業に有利な結果が出やすいようにするとか、論文を書く際に、考えられる反対意見や実験の欠点を書かなかったり表現の強弱を変えるのである。また、大学という組織や、研究者を監督する大学幹部が企業と利害関係を持ち、その企業との金銭的な関係を維持することや大学としてライセンス収入などの金銭的利益を追求することを優先することを「組織的利益相反 (Institutional Conflict of Interest)」と呼ぶ。かつては利益相反というのは教員個人が対象であり、教員が個人的利益を追求せず雇用されている組織 (大学) に忠誠ならば問題ない、と思われていたのだが、大学に忠実でも研究者として適切な行動をしているとはいえなくなってきたのだ。最後に、教員が産学連携に時間とエネルギーをとられて大学での教育・研究が不十分になることは「責務相反 (Conflict of Commitment)」と呼ばれる。個人的利益相反と組織的利益相反とを合わせて狭義の利益相反と呼び、これに責務相反を (まれに知的利益相反も) 合わせて広義の利益相反という概念になる。ボックが指摘するように、利益相反とは捏造を行っていないくとも、行っているように第三者 (市民) にみられ、そのことが大学の研究者全体に対する信頼を損ねることが問題なのである。この意味で「利益相反とは行為ではなく状況である」と言われる。

アメリカでは現在、教員が企業との金銭的な利害関係を大学に届け出るという形で利益相反問題に取り組んでいる。「太陽の光が一番良い消毒剤」ということである。ボックは、臨床実験での利益相反問題が特に深刻だと考えている。臨床実験には人間が関係しているのに、

金儲け目当ての教授は成功をあせって危険な実験をする恐れがある。動物実験での副作用を隠して臨床試験が行われれば、その実験に参加する患者が危険にさらされる。人間の命がかかっている場合、あとでデータの捏造が発覚して訂正されても取り返しのつかないことになるおそれがある。ボックは教員が金銭的関係を持つ企業の製品の臨床実験を行うことに関しては、その関係を開示するだけでは不十分で禁止すべきだと主張している。それは、教授が利益相反問題を抱えていることを告げたとしても、「わらをもつかむ」思いの患者は冷静な判断ができず、また立場も弱く臨床試験への参加を断れないおそれがあるからである。また、学術雑誌に投稿する際にも企業との関係を開示するよう教員を指導している大学は少ない。しかし、医学系の有力学術雑誌が金銭的な関係を開示し、スポンサーの影響力が行使されていないと明言していない論文は受理しないと申し合わせるようになったことを、ボックは高く評価している。

ボックは大学が教員の設立したベンチャー企業（大学発ベンチャー）に出資することには批判的な立場をとっている⁽¹⁹⁾。産学連携がさかんな大学では、教員が設立に関与した企業は沢山あるので、どの企業を大学が支援するのかで教員の間で不公平感がうまれる。また、大学が出資した企業に関わる教員は大学に金銭的利益をもたらすことになるので、人事でそのような教員が優遇されることになり、このことも教員の間での士気を低下させる。そもそも大学が特定教員の企業に出資していれば、他の教員に責務相反を説いても説得力がないであろう、などがその理由である⁽²⁰⁾。また、ライセンスのロイヤルティ収入は商品化されたものの売上高の数パーセントが大学に支払われるので、ウソの研究データに基づいて開発した製品は商品として成功しないので、大学の教員にとって捏造の誘因はそれほど大きくない。しかし、株価は捏造データの発表でも大きく価値が上がるので、捏造の誘因が大きい。大学が大学発ベンチャーに出資して、その企業と引き続いて共同研究したりすることには慎重な態度が求められるのである。

ただ、ボックは臨床実験以外では、教員が企業との金銭的関係を届け出て、外部（論文の読者など）に開示すればよいのではないかと述べている。教員の研究のスポンサーが明らかになっていれば、他の学者や市民はそれを考慮して論文を読んだり発言を聞いたりできる。大学が「この団体との関係は適当だが、あの団体は良くない」と恣意的な判断を下すことはかえって学問の自由を侵すことになる。学問の自由が保証され自由に議論することができれば、スポンサーに影響を受けているような研究は淘汰される。だが、たとえば公害防止のための規制値を提言できる立場にあるなど、市民の生活に直接影響を及ぼす立場の教員には開示だけでは不十分ではじめから金銭的利害関係そのものを持たないようにすべきである。

今日、地球温暖化や遺伝子組み替え食品の安全性などをめぐって、市民は大学の研究者の客観的な意見を求めている。これも産学連携と並ぶ大学の社会貢献であるはずである。企業

との関係を開示することは良いが、それが頻繁に続くのならば、市民が大学の教員に対する信頼を失うようになる。大学の研究はスポンサー企業からの資金だけでは維持できず、税金による支援が不可欠である。その意味で、市民の信頼を失うことは大学にとってマイナスになるはずである。

さらにボックは企業からの依頼で秘匿主義が蔓延することを弊害として指摘する。もちろん、場合によってはスポンサー企業が研究成果を特許申請するか否か決める時間が必要なので3ヶ月程度の遅延は理解できるが、企業はそれ以上の遅延を求め、さらに都合の悪いデータならば発表そのものを抑圧する。契約書にある「発表に際しては企業の許可を得る」という項目を楯に発表を遅らせたり、発表させなかったりする。さらに悪いことに、企業と包括的な連携を行っている場合、大学が教員を守らず企業の側に立つという組織的利益相反がここに加わる。また、研究途中でも企業は研究者に何を行っているか秘密にしているよう依頼するので、研究者間の情報交換が自由でなくなる。もちろん、研究者が自分の論文が出来上がるまで内容を秘密にすることや国防省からの資金で行われた研究成果が国家機密とされ公表されないことは昔からあったのだが、企業からの依頼が秘匿主義を悪化させることが考えられる。ボックは大学が企業との契約件数でなく、教員の立場に立って契約内容を吟味することが仕事である「真のコーディネーター」を置くことを提言している。

また、大学が研究で得た細胞や動植物などリサーチマテリアルを自由にほかの研究者に利用させず、提供した場合でも提供先の研究組織が製品化したらその売り上げからロイヤルティをもらおうとしていることも指摘されている。知的財産権が明確になれば技術革新が促進されるというのが、プロパテント政策の考え方であり、バイ・ドール法もこの流れの中でできたのであるが、研究成果を何でも知的財産として他者が自由に使えなくなると科学の進歩にはマイナスになるおそれがある⁽²¹⁾。

ボックは、大企業が学科の予算の3割や4割を出して丸抱えする包括的提携についても、資金の使途（研究テーマの設定）で企業の影響力が強くなりすぎるし、企業が直接資金提供していない研究成果にもアクセスできる可能性があるので、包括的提携を行う資金がない中小企業を不利な立場にすると批判している⁽²²⁾。また、前述したように包括的提携は組織的利益相反を生み、教員と企業とがトラブルに陥ったときに企業との関係を重視する大学が教員の側に立たなくなる恐れがある。

ボックは臨床試験の中にはそれほど画期的な新薬を対象としたものばかりでないのに、大学は完全に収入目当てに企業との臨床試験を引き受けていることで、組織的利益相反のリスクを大きくしていると批判している。また、本来、画期的な新薬開発を目指して研究すべき大学が金儲けのためにそれほど重要でない薬の臨床試験に時間とエネルギーをとられることは資源配分の無駄だとも指摘している。

ボックはさらに、産学連携での実績は教員評価に加えるべきでないと述べているが、これはわが国で目指している方向とは逆行している。後述するように名門ハーバード大学の元学長だから言えるのかも知れず、アメリカでも産学連携での実績を教員業績としてもっと高く評価すべきだという意見はある。少なくとも特許と論文を同じレベルで評価すべきだということであるが、ボックは産学連携を通して教員は企業から研究費を獲得したり、自分の発明のロイヤルティ収入を得たりして、すでに利益を得ているので、それ以上、産学連携の誘因を与える必要はないと述べている。実際、アメリカでも一流大学では、産学連携をしなくても政府からの資金でアカデミックな研究をして出世はできる⁽²³⁾。産学連携に熱心な大学でも必ずしも業績に加味してはいない⁽²⁴⁾。「産学連携をやりたい人に障害がない」という雰囲気である。

4. 教育の商業化

最後にボックは教育の商業化にふれる。1980年代初めに18歳人口が減少したので、大学は生き残りをかけて社会人学生の市場を開拓した。さらに、社会人側もキャリアアップのために高等教育への需要を高めた。しかし、社会人向けの講座は、その運営事務室の力が弱く大学事務局の言いなりになりがちなことであって、営利目的に使われる可能性が高いとボックは懸念する。また、ラジオやテレビなど新しいメディア媒体が登場する度に、教育に革命が起きるのではないかと言われたが実際にはおきなかった。しかし、インターネットは世界中どこにでも瞬時に配信でき、受け手に応じた内容の改定・変更も容易である。また、受け手も好きなときに見ることができ、質疑応答の時間も相手に合わせなくてよい反面、インターネット会議によって同時性も維持できるという優れた特性がある。大学が講義をインターネットで配信することで、従来の通信教育・遠隔教育の質を飛躍的に増加させることができるとともに、大学はこれに収益事業としての可能性を見出している。

インターネット講義による営利事業が活発になると、教育においても、講義の著作権の帰属が微妙な問題になってきた。今日、勤務時間内に大学の施設を使った研究の成果としての特許は大学のものになり、ロイヤルティ収入の一部が教員に還元される。これに対して、勤務時間に研究室で執筆した本・教科書の印税はすべて教員のものになるので、教員に有利な扱いになっている。だが、しだいにこれらも機関保有になるかもしれない。学生が講義ノートで学外の「講義ガイド」作成業者に売ることを大学が禁止することもおきているが、それも大学自身が販売して稼ぎたいからである。とくに、インターネット講義では教員以外のスタッフ（職員）が関わるので、機関保有ということになるであろう。

インターネットの登場によって、一部では教員が自分の講義を積極的にインターネット上

で無料公開する動きがある。たとえば、大学院の講義で重要なのは教授がどの論文をシラバスの「講読文献リスト」に入れるかということである。ここに教授の知識とセンスが現れる。今日、教授の中にはシラバスを学外にも公開している人もおり、他の大学の教員にも参考になる。このように、一方でインターネットは知識の共有と公開を進めてくれるのであるが、大学がインターネットを使って営利目的で講義を配信しようとするのが失われる方向に向かうかもしれない。ただ、ボックが指摘するようにインターネット講義が収益源になるということは、講義の上手な教員の市場価値があがることで、これまでの研究重視・教育軽視を是正するという面もある。これまでは、研究で成功すれば、大きな社会的評価が得られるが、教育がうまくても学内での人気でしかない。さらに悪いことに終身在職権（テニユア）を得るには研究業績の方が重視されてきた。しかし、インターネット講義は教え方のうまい教員を看板教授にする可能性を秘めている。また、産学連携では軽視されていた文系学科の中でも収益源として重視されるものが現れるかもしれない。また、わかりやすい授業はネット上で売れるという金銭的誘因が大きくなれば、教員も講義の質の向上に励むかもしれない。

しかし、本当に利益を上げるために大学は学生からのフィードバックを最小限にするなど教育の質を低下させるおそれがある。良いインターネット講義をつくるのには多くのスタッフがかかわりコストがかかる。さらに本当に教育効果を上げるには、宿題やレポートを添削したり、質問に答えたりすることが重要だが、これも費用がかかる。したがって、利益を重視すると、見栄えがよく、名調子の講義を一方的に発信することになるであろう。ボックは企業の重役向けの講義などは、受ける側が役に立つかどうか見極めることができるし、教員にとっても実社会のニーズを知ることになるとして肯定的である。しかし、物理的・経済的な理由でキャンパスに来られない米国内外の学生は、大学の名声だけにつられて講義の質を見極めることができないので、営利目的のインターネット講義が質を落とすとその犠牲者になると危惧している。さらに、ボックは経済的に恵まれていない受講生が多いインターネット講義で稼いだ資金を通常の学部で内部補助するのは本末転倒であると批判している。ボックは営利目的のインターネット講義は始まったばかりなので、結論を出すことには慎重であるが、スポーツと同じく期待したほど利益が得られずマイナス面のみが現れるのではないかと心配している。さらに、インターネット講義だから営利目的でやってもよい、企業の宣伝も入れてよい、という態度に対して、ボックは「通常の講義で行わないことを媒体がインターネットに変わったからといって行うのはおかしい」と批判的である⁽²⁵⁾。

さらにボックは、より一般論として利潤追求の競争が教育の質を高めるということに懐疑的である。利潤を求める市場での競争は消費者が望むものを提供することになるが、それが本当に最高の質のものであるとは限らない。とくに消費者である若い学生は何を大学で学ぶ

ことが本当に自分にとってまた社会にとって大切なのかを理解していないし、与えられた選択肢をすべて理解していないので、市場メカニズムが望ましい結果をもたらすとは限らないとも述べている。完全情報でないし、外部性が存在するので、完全競争原理が機能しないのである。ボックは例として学生が就職に有利と思って実学を重視しすぎることをあげているし、また、教育の質に対する外部評価がこれまでまったくなかったことをあげている。研究で有名な一流大学はきっと教育も一流だと期待して学生は入学する。マスコミの大学評価も、研究資金額、学生と教員の比率、新入生の統一試験での点数、倍率、他大学の学長によるアンケートなどを使うことが多いが、その大学で実際に行われている教育の質を正確に測定したものではない。一流大学の卒業生は社会的に成功しているが、それは彼らがもともと優秀だったからで大学の教育の成果ではないかもしれない。

前述のようにインターネット講義は教育の質の向上への金銭的誘因となりうるが、受講生の側が正確に講義の質を評価し、本当に自分にとって社会にとって大切な講義を見極めることができなければ、質の向上はおぼつかないのである⁽²⁶⁾。

最後に、産学連携とも関係あるのだが、ボックは企業の現役医師への生涯教育への関与を問題視する。わが国にはないが、アメリカでは州によっては医師免許更新の条件として、現役の医師に最新の医療進歩について大学で短期間の講習を受けることが義務付けられている。これに医薬品メーカーが参加するので、教育のための産学連携であるが、企業は資金援助だけでなく内容や講師の人選にも関与して宣伝の場として利用するのである。大学は企業に企画から運営まで丸投げして、利益を得ている。スポンサー企業は自社製品の露骨な宣伝はしないが、ある疾病に対して処方箋医薬品の投与以外の治療法や予防法について講義しないというやり方で自社製品の売上を増加させようとしている。

5. 改革の難しさ

このように、ボックはスポーツ、研究、教育の商業化を取り上げているが、どれにも共通点がある。それは、一部の大学は成功するかもしれないがほとんどの大学にとっては期待したほどの収益があがらず、大学の基本的な価値観というものが損なわれるというマイナス面が知らず知らずのうちに現れてくるということである。競争の中で、それまでタブーだったことがいつのまにか是認される。ただ、競争から降りるわけに行かないので、大学はますます営利活動に深入りしていく。ボックはスポーツに関しては改善はかなり難しいと悲観的である。一部の熱狂的なスポーツ支持者と時間をかけて対決することは、多忙な学長、幹部職員にとって賢明とはいえないのでだれもやろうとしないだろうと述べている。産学連携は今のところ、弊害が手におえない状態にはなっていないと考えている。研究者は企業に魂を売

って純粋科学を放棄してしまったわけではない。ただ、利益相反や秘匿主義に関しては共通のルール作りをしても良い時期であるし、どういうルールが適当かということに関してのノウハウも経験を通して蓄積されたであろうと考えている。ただ、ボックは大学院生のころから産学連携にどっぷり浸かってきた研究者が指導的立場になったときに怖いと警戒している。インターネット講義による教育の商業化についてはまだ始まったばかりなので判断を避けているが楽観視はしていない。

学長経験者としてボックは、大学のコンセンサス重視の意思決定が遅いこと、多くの教員が大学行政に無関心であることを認めている。そのため、営利事業を進めたい幹部がトップダウンで大学を動かすようになっていくことを憂慮する。ボックは教育でも研究でも本当に革新的なことは、創造的な教員が自由意思で試行錯誤の中から生み出すと述べ、トップダウン方式の大学の成功は長続きしないと考えている⁽²⁷⁾。ボックはまた、一大学で改革しようとしても競争に負けてしまうため、誰もやろうとしないので、大学関係者が申し合わせて大学スポーツの平日の試合を減らすとか、産学連携の利益相反や秘匿主義などの弊害を緩和するための共通のルールをつくったりすべきだと主張する。安易に政府に頼ることは、事情を知らない政府関係者による規制を招き、かえって事態を悪化させると考えている。ところが、産学連携での大学教員の研究の客観性が疑われるようなケース、スポーツでの不正、インターネット講義での暴利などが繰り返し報道されれば、大学への市民からの信頼が失われる。そうすれば、政府が介入してくるときに市民がそれを容認、もしくは歓迎するようになってしまうのである。

ボック自身も認めているように彼の意見に対しては、アメリカの大学のトップに君臨し、資産も豊かなハーバード大学の元学長だからきれいなことが言えるので、少しでもランクを上にした大学は商業化のチャンスをはがすわけにはいかないという批判がある⁽²⁸⁾。うまくいかないかもしれないとわかっているにもかかわらず、知名度をあげるためには大学スポーツにかけたい。政府から十分な研究資金が得られない大学は、企業に有利な条件で共同研究や受託研究を受け入れたり、大ヒット特許を夢見て特許申請を行う。インターネット講義をできるだけ速く立ち上げ多くの受講者を獲得しようとする。

この点については彼が1982年に書いた *Beyond the Ivory Tower* の中での記述が参考になる⁽²⁹⁾。倫理的な判断を下すとき、個人が個別のケースで損益計算をしたら、(問題のある行為は露見しないことも多いので) プラスになることが多い。また、まわりがやっているのに自分がやらないと損する、などと考えがちである。しかし、ボックは、重要なことは同じことを社会の全員が常に行ったらどうなるかということを想像してみることだ、と述べている。たしかに、歯止めの利かない大学の商業化が進むことは誰も望まないのではないだろうか。目先の利益のために大学が原理原則を曲げていくことは学生に対して「示しがつかない」と

いうことになる。アメリカではウォーターゲート事件以降、倫理を教える講義の開講が盛んになったが、大学が手本とならないのでは効果がないとボックは批判する。

意思決定を下す幹部にとって、商業的チャンスを逃すことは明らかな損失のように見えるが、商業化を進めたときの弊害（秘匿主義、市民からの信頼の喪失など）は大学世界全体に長期的に現れるので、合理的な人間は商業的チャンスに挑戦することを選択してしまう。大学が営利活動で得た利益は経営者の懐に入るのではなく、大学の教育・研究に使われるので、正当化すべきものではあるが、実際には儲からなくて、弊害の方が大きくなる恐れが多いというのがボックの結論である。

6. おわりに—わが国への含意—

わが国でも2004年4月から国立大学の法人化が起こり、大学が自ら稼ぐということが重視されている。そこで、ボックによるアメリカの大学の商業化活動の観察と提言をもとにわが国への政策含意を考えてみたい。

まず、スポーツによる金儲けであるが、わが国では大学スポーツがそれほど大きな収益を上げているとは考えられないので、金儲けを期待することはできないといえる。ただ、知名度を上げる目的でのスポーツ強化は行われている。「スポーツが強いことを理由に志願してくるような学生を気にする必要はない」と言い切ることは難しい。とくに、わが国の私立大学の場合は受験料収入が重要なので、志願者増加は重要な目的であり、スポーツの利用が行われているであろう。アメリカ同様、有名大学になってしまえば、スポーツの成績はそれほど影響はないが無名校が知名度を上げるためには有効であろう。ボックが指摘したアメリカの事例が特殊とはけっしていえない。わが国で高校・大学が、スカウトしてきたスポーツ学生に一般学生と本当に同じ教育機会を与えているのか。プロとしてやっていける可能性は低いのに過剰な期待を抱かせて学校のために利用しているのではないか。最近わが国では企業がスポーツをリストラしているので、スポーツが企業への就職にもプラスになるとは限らなくなってきた。また、スポーツが人格形成に役立つとしても平日に平気で練習や試合のスケジュールを組み、講義に出席したとしても居眠りせざるを得ない状態にしないとそれは得られないのか。ボックの意見に耳を傾けるべき点は多いと思われる。

今日、わが国でも産学連携が大変重視されているが、ボックが本書で指摘した問題点は重要であろう。とくに大学が大学発ベンチャーへの大学の財政支援をとう扱えばよいのか、教員が利害関係のある企業からの研究資金の受け入れたときの利益相反問題をどう管理すればよいのか、企業機密を守りながら秘匿主義を抑止するにはどうしたらよいのか、という点を考える必要がある⁽³⁰⁾。文部科学省は大学ごとに個性があるので、産学連携の取り組みも大学

ごとで異なって良い、産学連携はすべての大学が行わなくても良いという立場をとっているようだが、実際には産学連携で実績をあげないと学外からのさまざまな評価が低くなるので、わが国の大学は産学連携で実績をあげるために争って利益相反や秘匿主義の扱いで企業に有利な条件を受け入れてしまう恐れがある。ボックは安易に政府による規制に頼らず大学同士が改革に向け共通の対策を講じることを勧めているが、わが国でも利益相反や秘匿主義について、大学間での共通の枠組みをつくりを模索する必要があるかもしれない⁽³¹⁾。

最後に教育であるが、わが国では18歳人口の減少の中、消費者である学生のニーズに合った教育の提供という名のもと、ボックの言うように実学重視にならざるを得ない状況にある。これまで、社内教育を充実してきたわが国の企業にその余裕がなくなり、即戦力を求めるようになった。就職難の中で、学生が「役に立つ」科目の受講を望み、大学もそれに応じる。教養（リベラルアーツ）の意義などを論ずることなく、学生のニーズに迎合してカリキュラムを変えているのが現状であろう⁽³²⁾。

インターネット講義も、本当に良心的なものにするには、費用がかかり収益事業になるとは限らない（収益事業にするには質を落とさなくてはならない）というボックの指摘はわが国でもあてはまるのではないであろうか。コピーと送信が容易という点ばかり注目するのではなく、いかに学生との双方向性を保つかまでを考えれば安易に受講生を増やすことができないと気がつくはずである。また、インターネット講義にないキャンパスの授業の魅力は何かが問われる時代であろう。

大学が金儲けをするのは容易ではない。努力した割には成果があがらず、大学のよさが失われるだけになる恐れが大きい。ただ、一旦競争が始まるとタブーがタブーでなくなり、価値観がくずれていく。競争に負けたくないのも、ひとつの大学だけで正論を貫くことが難しいのである⁽³³⁾。

注

- (1) Bok (2003)。デレック・ボックは1930年生まれでスタンフォード大学を卒業後、ハーバード大学の法科大学院に進み、同大学院の教員となった。1968年から1971年まで法科大学院長、1971年から1991年までハーバード大学学長を務めた。現在は同大学のケネディ行政大学院の教授（ハーバード大学創立300周年記念教授）である。アメリカでは学部教育が人格形成に大きく影響するといわれているので、ボックはハーバードの学部を卒業していない初の学長（厳密には初代学長に次いで2人目）として話題になった。
- (2) 「アメリカの大学の研究の担い手は私立大学が中心なので日本も国立大学を民営化すればよい」という乱暴な議論があるが、州立大学はたしかに学部教育では納税者の子弟に門戸を広く開放しているので有名私立大学ほどレベルが高くなれないが、大学院における研究水準では州立大

学にも優秀な大学は多いし、私立大学も研究資金の70%以上は連邦政府からの資金である。詳細は宮田 (2002, 28, 57頁) を参照。

- (3) Bok (2003, 9)。
- (4) スポーツ選手は奨学金を与えられているので一般学生のように経済的理由で退学することがない。また、転校すると1年間出場できないので転校しない。これらは、入学した大学を卒業する比率を一般学生のそれに比べて高めるのに貢献しているはずである。
- (5) ブラウン大学が女子の体操とバレーボールのプログラムを廃止したので、学生が提訴した。第一審、控訴審ともブラウン大学が敗訴した (Cohen v. Brown)。1997年、最高裁判所はブラウン大学の控訴を審理しないことを決定し、同大学の敗訴が確定した。
- (6) NCAAはフットボールのテレビ放映回数と放映料に上限を定めていたが、これに不満を持つオクラホマ大学とジョージア大学が反トラスト訴訟を起こし、1984年、最高裁判決でNCAAが敗訴した (NCAA v. Board of Regents of the University of Oklahoma et al.)。これ以降、リーグごとにテレビ局と契約を結ぶようになり、強豪リーグが有利になった。リーグの中では、テレビ収入は再分配しているが、やはり強豪チームほど収入が多いので、(奨学金を受けるフットボール選手の数を増やすことはできないが) 施設をますます充実させ優秀な監督を雇うことができるようになる。なお、1984年の最高裁判決はそれまで「当然違法」で裁かれていたカルテルに「合理の原則」を用いたことで反トラスト政策史上重要である。
- (7) 1995年、NCAA第1部Aの大学のスポーツ収入の3分の2がフットボール、4分の1がバスケットボールである。バスケットボールは全米トーナメントの放映権収入が増加しているので重要性が増している。第1部Aの大学で、大学本体からの補助金を除いても(施設建設費は考慮せず)、43%が黒字である。しかし、平均では82万ドルの赤字である (Zimbalist 1999, 111, 150)。
- (8) NCAA第1部Aの大学は14種類以上のスポーツチームを持たなくてはならない。これは、収入の得られる「花形スポーツ」のみを支援して他のスポーツを軽視するのと防ぐという正当な理由からできた規制だが、実際にはスポーツのもたらす悪弊を「花形スポーツ」以外のスポーツにも広めると同時に、「花形スポーツ」に対する収益増加の期待を強めている。
- (9) Zimbalist (1999, 167-171)。
- (10) Bok (2003, 48)。
- (11) Shulman and Bowen (2001, 201)。元スポーツ選手は大学スポーツに好意的であり、NCAA第3部はスポーツ選手卒業生の比率が高いので、ここではスポーツの戦績が良くなると大学全体としての寄付が増えている (同220-222)。
- (12) Shulman and Bowen (2001, ch. 4)。
- (13) Bok (2003, 47)。
- (14) Zimbalist (1999, 31)。

- (15) 大学単独での英断を行ったのはシカゴ大学である。同大学は1939年にフットボールの強化を止め、強豪リーグのビッグテンからも脱退した（スタジアムのロッカールームは「マンハッタン計画」の実験室になった）。
- (16) 2001年度において、ライセンス収入の大学の研究費に対する比率は付表1の通りである。（「大学の研究費」とは大学が政府、企業など外部から調達した研究費で大学自身が出す部分は含まない。この大学自身が出す分が大学の使用する研究費の20%程度あるので、これを含めればライセンス収入の占める比率はさらに低くなる。）比率は単純平均2.81%、研究費でウェイトした加重平均3.63%、中間値0.84%である。また、ライセンス収入よりも法務費（特許の維持や小さな係争のための弁護士費用）が高かった大学が26.4%あった。

付表1. 大学のライセンス収入の研究費に対する比率（2001年度）

比 率	大 学 数
0.1%未満	2 2
0.1%以上0.5%未満	4 9
0.5%以上1%未満	3 5
1%以上2%未満	3 2
2%以上5%未満	3 2
5%以上10%未満	1 4
10%以上	1 0

出所：AUTM（2002）より筆者の計算。

- (17) Business-Higher Education Forum（2001）、経済産業省（2002）を参照。
- (18) 不正行為が問題になるのは、別に産学連携を行っていなくても、その論文を読んだ企業の研究者が作った薬など、誤ったデータに基づく製品が市民にとって有害になる恐れがあることとともに、研究費が政府から出されている（税金によってまかなわれる）からである。過去の捏造したデータをもとに書いた研究計画書で政府資金を獲得するのは詐欺であり、捏造したデータによる論文が発表されると、他の研究者が本来有望でない分野の研究を行うようになるのは税金の無駄遣いである。1980年代のアメリカでは利益相反とともに不正行為、さらに間接費の不正使用などが議会で問題となった。詳細はKennedy（1997）、山崎（2002）を参照。
- (19) 1982年に有力大学と企業の関係者が産学連携について話し合った Pajero Dunes Conference の時には、教員の設立した企業への大学からの投資には慎重であるべきであるとの声明が出された。しかし、その後、それほど有力でない大学を中心に投資が行われるようになり、一流大学も追随している。とくに、大学が教員の設立した企業にライセンスしてその契約一時金の代わりに株を取得するという形が増加している。この背景の一つには、教員の中には自分で企業を

起こしたいものもあり、彼らは大学のTLO（技術移転室）が教員の届け出た発明を特許化してくれるのはよいが、既存企業にライセンスしてしまうことに不満を持っていた。大学教員が発明を届け出してくれないとTLOは成り立たないので、このような教員の不満を和らげるために大学自身が大学発ベンチャーを財政支援するようになったといわれる。

- (20) 大学発ベンチャー企業への大学による投資に伴う組織的利益相反問題に関しては、アメリカでもいろいろと議論されていて結論が出ていない。研究や技術移転を管理する部署でなく資産運用を行う部署が担当するのがよい、という意見もあるが、研究・技術移転とは一体であるべきだという反論もある。大学が学外につくった会社や財団（緩衝材的組織と呼ばれるもの）が行えばよいという意見もあるが、ボックは大学が関わっていることはすぐにわかるのであまり変わりはないと述べている（Bok 2003, 154）。なお、わが国の国立大学で技術移転組織が学外にあることが多いのは、これまで国立大学に法人格がなく特許を管理しにくかった面が大きい。
- (21) 最近、国立衛生研究所（National Institutes of Health、アメリカの連邦政府機関の中で最大の大学研究資金スポンサー）が中心になって、大学の間でのリサーチマテリアルの譲渡契約書の雛型を作って、税金によって支援された研究の成果としてのリサーチマテリアルは大学の研究者の間で共有するよう求めている。関係者の間でも共有の必要性は認識されているようである（米国大学技術管理者協会2004、第3章）。ただし、難しいのは企業と大学との関係である。ボックも指摘するように、大学は企業に要求するときには、大学は非営利組織なのだから安く提供してくれと言っておきながら、企業が要求してきたときには金銭的にできるだけ有利な条件で契約しようとする（Bok 2003, 66）。
- (22) バイ・ドール法では、連邦政府が資金を出した研究の成果を大学が特許として機関保有してよいことになったので、それをどう扱うかは大学の自由である。排他的ライセンスの場合は、中小企業や国内で実用化のための生産する企業を優先するという条件はあるが、包括的連携をした企業に政府資金で行った研究成果としての特許をライセンスしてもとくに問題はない。たしかに、大学のシーズと企業のニーズのマッチングというのは実際には容易ではなく、研究開発の早い段階から大学と企業の研究者がどちらも複数で協力しニーズもシーズも一緒に創っていくことが重要なので、包括的な提携は意義があるのだが、有力大学の研究資源が特定企業によって「囲い込まれる」のは問題であろう。ただ、包括的提携をして早い段階からその学科の多くの研究者と協力しても見込み違いに終わることも多いので、アメリカでは包括的提携はさほど広がっておらず、企業は特定の教員との関係を重視している。しかし、わが国では優秀な大学が旧帝大を中心に限定されているので、包括的提携による「囲い込み」は企業にとっての誘因も社会にとっての弊害も大きくなる恐れがある。
- (23) マサチューセッツ工科大学の工学部教授236人に関する調査でも、特許をとったことがない教員が44%もいた。教員は論文を積極的に書き、それがまた企業にとっては技術移転チャンネルとして有効なのである。ただし、特許を利用する企業と論文を利用する企業とは別である傾向

が強い (Agrawl and Henderson 2002)。

- (24) アメリカでは産学連携を通しての社会・地域貢献、問題解決型応用研究などを教育・研究と並ぶ教員の責務と明記し、産学連携に貢献した教員を表彰（場合によっては賞金がつく）するなどして学内で認知する努力がされている。しかし、教員の採用・昇進・昇給の基準に産学連携での貢献を明確に加味しているかどうかは大学ごとに異なる。産学連携に熱心な大学を対象にした調査でも、スタンフォード大学、カーネギーメロン大学、プデュー大学は加味していない。ペンシルバニア州立大学では加味されることがある。ノースカロライナ州立大学とオハイオ州立大学は加味するような改定を最近行った。ウィスコンシン大学マディソン校は加味するように上層部は言っているが各学科での実施は徹底していないということである (Tornatzky, et al. 2002)。
- (25) Bok (2003, 178)。
- (26) ボックは、供給者間の競争が激しくても、需要する側が良い品質を望まない限り、良質のテレビ番組がつくられないのと同じことだと述べている (Bok 2003, 103)。
- (27) Bok (2003, 191-192)。スタンフォード大学を1950年代にトップの座に導き「シリコンバレーの父」と呼ばれるフレデリック・ターマン工学部長は反対意見に耳を貸さず強引な性格であったと言われる (Lowen 1997, 157)。超一流になるまではトップダウン方式でも良いが、その座を維持するにはトップダウン方式のもとでは創造的仕事が継続的にうまれてこないということであろうか。
- (28) Bok (2003, 104)。
- (29) Bok (1982, 129)。
- (30) ただ、大学は学生や教員に範を示さなくてはならないというボックの考えに従えばわが国の場合は大学がベンチャー企業に出資することは正当化できるかもしれない。わが国ではベンチャー起業を取り巻く環境や失敗した後での再起の可能性は、改善されつつあるとはいえ厳しいものがある。そのような状態で、大学が教員・学生に起業を勧めるのならば、大学自らがリスクと痛みを共有する姿勢を示す必要があろう。
- (31) 大学は非営利団体であり、スポーツなどで稼いでも非課税である。しかし、アメリカでは大学の協調的な活動が相手に経済的不利益を生み出すときは反トラスト法の対象となっている。前述のように、フットボールの放映回数や放映料を制限していたのは、大学間のスポーツでの競争を維持するという正当化しうる理由があったが、1984年の反トラスト裁判では認められなかった。ランクが下のコーチの給与に上限を定めるNCAAの規定は、スポーツの過熱を抑えるためという理由（というよりは、大学が費用を抑えたかった）があったが、コーチ側が反トラスト訴訟を起こし、NCAAは1995年の第一審、1998年の控訴審とも敗訴した (Law v. NCAA)。NCAAは1998年に最高裁に控訴したが、結局、原告全体に5450万ドルの賠償金を払うことで和解に応じた (Zimbalist 1999, 184-186, 245)。また、同じレベルの大学同士で担当者が合

って一般学生向き奨学金の上限を決めることが行われていた。これは優秀な学生を獲得するために授業料免除や奨学金支給で競うことは資源の浪費であり、他の学生に資金が回らなくなるという理由があるが、司法省は1991年に広範な調査を行いアイビーリーグ8大学とマサチューセッツ工科大学を反トラスト違反で提訴した。アイビーリーグはこの慣行を中止することに同意したためで訴訟は取り下げられたが、マサチューセッツ工科大学は戦い一審では破れたが、控訴審では勝った (Kennedy 1997, 281)。産学連携において大学側が高潔なガイドラインを定めるなどの協調的行為をとった場合、不利益をこうむる企業が反トラスト法訴訟をおこせるかどうかは不明である。大学の「事業活動」は研究・教育で社会的評価を高めることとみなされ、その活動は企業にとっての営利活動と同じであるという立場もある (玉井 2003年)。この解釈では、大学間の研究活動の協調行為がカルテルとみなされるおそれがある。わが国の独占禁止法でも教育機関の教育活動に関しては適用されないが、経済的利益が生じれば事業活動となる。ただ、産学連携の弊害を防ぐための協調行為は、大学の研究能力を維持し社会にとって便益が生じるので、企業の不利益を上回れば違法とはならないはずである。

- (32) サックス (2000) は学生の学力が低いアメリカの短大での教員としての経験談であるが、消費者としての学生の要求に応えようとして講義の質が低下していくことが描かれている。
- (33) 荒井 (2002, 240) は、わが国において、18歳人口の減少の中で受験生を獲得しようどの大学も入学試験科目を減らしていった結果、学生の低学力化に拍車がかかり、どの大学にとっても好ましくない状態になるという「囚人のジレンマ」に陥ったと指摘している。

参考文献

- Agrawal, A. and Henderson, R. (2002), Putting Patents in Context: Exploring Knowledge Transfer from MIT, *Management Science*, Vol. 48, No. 1: 44-60.
- 荒井一博 (2002) 『教育の経済学入門』 勁草書房。
- Association of University Technology Managers (AUTM) (2002) *AUTM Licensing Survey: FY 2001*, Northbrook, Illinois: AUTM Headquarters.
- 米国大学技術管理者協会 (山田清志監訳) (2004) 『アメリカ技術移転入門』 東海大学出版会。
- Bok, D. (1982) *Beyond the Ivory Tower: Social Responsibilities of the Modern University*, Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press.
- Bok, D. (2003) *Universities in the Marketplace: The Commercialization of Higher Education*, Princeton: Princeton University Press. (宮田由紀夫訳『商業化する大学』 玉川大学出版部、2004年)。
- Business-Higher Education Forum (2001) *Working Together, Creating Knowledge: The University-Industry Research Collaboration Initiative*, Washington, D.C.: Business-Higher Education Forum.

経済産業省 (2002) 『利益相反ワーキング・グループ報告書』 科学技術・学術審議会、技術・研究基盤部会、産学官連携推進委員会、経済産業省。

Kennedy, D. (1997) *Academic Duty*, Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press.

Lowen, R. S. (1997) *Creating the Cold War University: The Transformation of Stanford*, Berkeley: University of California Press.

McSherry, C. (2001) *Who Owns Academic Work? Battling for Control of Intellectual Property*, Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press.

宮田由紀夫 (2002) 『アメリカの産学連携』 東洋経済新報社。

ピーター・サックス (後藤将之訳) (2000) 『恐るべきお子さま大学生たち：崩壊するアメリカの大学』 草思社。

Shulman, J. L. and Bowen, W. G. (2001) *The Game of Life: College Sports and Educational Values*, Princeton: Princeton University Press.

玉井克哉 (2003) 「21世紀の学術研究と知的財産権」『学術月報』 Vol. 56, No. 1: 9-17.

Tornatzki, L. G., Waugaman, P. G., and Gray, D. O. (2002) *Innovation U.: New University Roles in a Knowledge Economy*, Research Triangle Park, North Carolina: Southern Growth Policies Board.

White, G. D. (ed.) (2000) *Campus, INC.: Corporate Power in the Ivory Tower*, Amherst, New York: Prometheus Books.

山崎茂明 (2002) 『科学者の不正行為—捏造・偽造・盗作—』 丸善。

Zimbalist, A. (1999) *Unpaid Professionals: Commercialism and Conflict in Big-Time College Sports*, Princeton: Princeton University Press.